

議案第14号

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和34年守谷町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
14号	1

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和34年守谷町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める

第13条中「国民健康保険の診療報酬」を「国民健康保険事業費納付金」に改める。

第17条各号を次のように改める。

- (1) 国民健康保険事業費納付金の納付の費用に充てる場合
- (2) 保健事業の費用に充てる場合
- (3) その他特別な事情がある場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る守谷市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案	頁数
14号	2

## 提案理由（議案第14号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金の支給額の変更及び国民健康保険支払準備基金を、茨城県が徴収する国民健康保険事業費納付金の財源として充てることができるよう、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
14号	3

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改正	現行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基金)</p> <p>第13条 <u>国民健康保険事業費納付金</u>の支払の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第17条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合に処分することができる。</p> <p>(1) <u>国民健康保険事業費納付金の納付の費用に充てる場合</u></p> <p>(2) <u>保健事業の費用に充てる場合</u></p> <p>(3) <u>その他特別な事情がある場合</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基金)</p> <p>第13条 <u>国民健康保険の診療報酬</u>の支払の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第17条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合に処分することができる。</p> <p>(1) <u>流行性疾患の異状発生等のため診療費の激増、医療費の支払い義務額が予定額よりも著しく上回ることとなり、当該年度中の支払に困難を生じた場合</u></p> <p>(2) <u>災害その他特別の事由により保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の支払に困難を</u></p>

14号	議案
4	頁数

生じた場合

(3) 保健事業の費用に充てる場合

(4) 前3号に準ずる特別の事情がある場合

議案 14号	頁数 5
-----------	---------